

<生活困窮者支援緊急食料提供事業にかかる手続きの流れ>

①市町社会福祉協議会は、相談者からの状況や緊急的な支援が必要と判断した場合は、県社会福祉協議会（生活相談支援センター）に「別紙様式1」を送付し、食糧提供の申込を行う。

※生活困窮者自立支援制度の市立相談支援を自治体が直営で実施している場合でも、本事業を利用する場合は市町社会福祉協議会を経由する

②県社会福祉協議会（生活相談支援センター）は、「別紙様式1」の内容を確認し、セカンドハーベスト名古屋に食糧提供を申込み。

③セカンドハーベスト名古屋は別途様式1の内容に応じて、状況に見合った食料を詰め合わせ、市町社会福祉協議会または県社会福祉協議会（生活相談支援センター）あてに送付する。

なお、セカンドハーベスト名古屋から相談者に対して直接食料品を送ることはない。

④市町社会福祉協議会または県社会福祉協議会は、相談者に食糧を提供する。

（提供しただけで終わらないように、その後の支援も重要）

⑤食料品を受け取った相談者は「別紙様式2」に必要事項を記入し、市町社会福祉協議会にまたは県社会福祉協議会に提出する。

⑥市町社会福祉協議会または県社会福祉協議会は受け取った「別紙様式2」をセカンドハーベスト名古屋に郵送で提出する。（返信用封筒は食糧に同封されている）

